

弁護士が精選！ 重要労働判例 - 第283回 福屋不動産販売（同業他社への転職勧誘行為 等を理由とする懲戒解雇）事件

福屋不動産販売（同業他社への転職勧誘行為等を理由とする懲戒解雇）事件
（大阪地裁 令2.8.6判決）

同業他社に転職するに当たって他の従業員を引き抜く行為等を理由とした懲戒解雇につき有効、居住用と偽って社員割引制度を利用して不動産を購入したことを理由とした懲戒解雇につき無効と判断した事例

掲載誌：労判1234号5ページ

※裁判例および掲載誌に関する略称については、[こちらをご覧ください](#)

1 事案の概要

本件は、不動産の売買・賃貸・仲介および管理等を目的とする各株式会社（A1およびA3。その後、いずれもYが吸収合併した）の従業員であったXらが、上記各株式会社がした懲戒解雇（X1およびX2については同業他社に転職するに当たって他の従業員を引き抜く行為等、X3については居住用と偽って社員割引制度を利用して不動産を購入したことを理由とするもの）が無効であるとして、Yに対し、労働契約上の権利を有する地位の確認を求めるとともに、労働契約に基づく未払い賃金等の支払いを求めた事案である。

2 判断

[1] X1（本件解雇1）およびX2（本件解雇2）の有効性

(1) 懲戒事由該当性について

X1およびX2が、A1社（後にYが吸収合併した）の本部長および店長という重要な地位にありながら、A1社の大和高田店の従業員3名、香芝店の従業員3名、A2社（Yのグループ企業と思われる）の従業員1名に対し、「引き抜き」のための労働条件上乘せや300万円もの支度金を提示するなどして同業他社であるB社（X1およびX2の転職先）のために転職の勧誘を繰り返したことは、単なる転職の勧誘にとどまるものではなく、「組織の原則を守らない逸脱行為」（本件就業規則（A1社）82条2項4号）に当たり、また、「会社の命令又は許可を受けないで、他の会社・団体等の」「営利を目的とする業務を行う」（同条8項1号）行為に当たる。

また、X1およびX2がB社のために店舗（大和高田店）を探す行為は、「会社の命令又は許可を受けないで、他の会社・団体等の」「営利を目的とする業務を行う」（本件就業規則（A1社）82条8項1号）行為に当たる。

(2) 懲戒解雇の合理性・相当性について

X1およびX2は、A1社の本部長および店長という重要な地位にありながら、大和高田店

の従業員3名、香芝店の従業員3名、A2社の従業員1名に対し、同業他社であるB社のために転職の勧誘を繰り返した。

また、X1およびX2は、A1社の7店舗のうち、大和高田店の店長に加え、営業職6名のうち2名、香芝店の営業職6名のうち3名に転職の勧誘を行い、CやDには「引き抜き」のための労働条件の上乗せをしたり、Dには300万円もの支度金を提示するなどしている。

さらに、転職の勧誘を受けたX2は、A1社の大和高田店から約450メートルしか離れていないB社の大和高田店の店長となっており、他の営業職も同店で勤務することが想定された上、その店舗探しもA1社在職中に行っていた。

加えて、内部通報により上記各転職の勧誘行為が発覚し、A1社がCやDに対して説得するなどしてCらが翻意した結果、X2以外が転職するに至らなかったものの、そうでなければ、X1およびX2の上記各転職の勧誘により、A1社を含む〇〇グループの相当数の従業員がB社に転職し、上記7名が勧誘の対象となったのはその営業成績が優秀であったためと考えるのが自然であることも考慮すると、その場合にA1社の経営に与える影響は大きかったものと容易に推測される。

そして、X1およびX2は、A1社の他の営業職や事務職にも声を掛けていたこともうかがわれる。

これらの事情に照らせば、X1およびX2の行為は、単なる転職の勧誘にとどまるものではなく、社会的相当性を欠く態様で行われたものであり、他方、X1およびX2が間もなく退職を予定していたことも考慮すると、本件解雇1および2には、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる。

なお、在職中に、退職後に従事する業務について準備することは原則として妨げられないことからすると、X1およびX2が店舗探しを行ったことのみでは直ちに解雇が社会通念上相当とまではいえないが、新店舗の従業員の転職の勧誘、店舗探しといった開業準備行為の一環として行われたものであり、上記のとおり、解雇の相当性判断の一事情として考慮するのが相当である。

(3) 結論

以上によれば、本件解雇1および2は有効であるから、X1およびX2の本件各地位確認請求および本件各賃金請求には理由がない。

[2] X3（本件解雇3）の解雇の有効性

(1) 懲戒解雇事由該当性

X3が、本件不動産売買届出規程8条2号に違反し、居住目的である旨虚偽の届け出を行って、E社に売却予定であった本件宅地・居宅を購入したことは、「就業規則をはじめとする会社の諸規程（就業規則付属規程を含む）に違反した者」（本件就業規則（A3社。なお同社は後にYが吸収合併した）82条3項1号）、「虚偽の報告により会社を欺くことにより、事業の正常な運営を妨げた者」（同項2号）に該当する。

(2) 懲戒解雇の合理性・相当性について

E社が本件宅地・居宅を転売するなどして具体的にどの程度の利益を得られたのかは必ずしも明らかでない上（X3が述べた利益もX3が転売した場合の推測にすぎない）、A3社が具体的に被った損害としては仲介手数料を得られなかったということとどまり、その額も30万1320円とA3社にとり大きな額であったとまでいえない。加えて、結果的には、X3は、本件宅地・居宅に現在に至るまで居住し続けていることを考慮すると、上記のとおり、懲戒事由に該当するとしても、解雇が社会通念上相当とまでは認められない。

(3) 結論

以上によれば、本件解雇3は無効であるから、X3の本件地位確認請求には理由がある。

[3] 本件解雇3に関する債権者の責めに帰すべき事由の有無

X3は、A3社に対し、平成29年8月27日、退職を希望する旨伝えていたところ、あくま

で退職の希望を述べたにすぎず、このことから直ちにX3が退職したとまでいえるわけではない。

しかしながら、X3は、A3社に対し、退職の時期については、会社に迷惑が掛からないよう会社に任せる旨伝え、退職の時期をA3社と話し合う予定であった。また、X3は、有給休暇を消化して退職しようと考えており、有給休暇が40日残っていた。さらに、X3は、指揮を執るのがしんどくなったためにA3社を辞めようと思い、退職後、特に次に何をやるか決まっていなかった。

これらの事情に加え、有給休暇消化期間や引き継ぎ等に必要な期間、一般的には、人事異動があったり、切りのよさから年末や年度末等に退職することが多いことも考慮すると、本件解雇3がなければ、X3は、遅くとも平成30年3月末には退職していたものと考えるのが相当である。

そうすると、本件解雇3が無効である以上、平成30年3月31日までの賃金については、A3社ないしYの責めに帰すべき事由によりX3が労務を提供できなくなったものと認められる一方、平成30年4月1日以降については、本件解雇3がなかった場合、X3がYにおいて労務を提供する意思を有していたとはいえず、同月分以降の賃金については、Yの責めに帰すべき事由によって労務を提供できなくなったものとは認められない。

以上によれば、X3の本件賃金請求（月額66万円）については、平成29年10月分の賃金の一部（既払いを控除した残額37万3271円）および同年11月分から平成30年3月分までの賃金の支払いを求める限度で理由がある。

3 実務上のポイント

本件では、Xらの行為はいずれも懲戒事由に該当すると評価されたものの、懲戒解雇の合理性・相当性については、判断が分かれた。

まず、X1およびX2の行った社員の引き抜きについては、勧誘者の地位、勧誘の態様・範囲、転職後の立場、引き抜きが成功した場合の影響等の事情を考慮し、「単なる転職の勧誘にとどまるものではなく、社会的相当性を欠く態様」であるとして、懲戒解雇は客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と判断された。

そのため、同種事案の調査に当たっては、いつ・どこで・誰を対象に・どのように・どのような条件を提示して勧誘したのかが明らかになるようにヒアリングを進めるのがよいと思われる。

また、X3が、居住用と偽って社員割引制度を利用して不動産を購入したことについては、30万1320円という金額がA3社にとって大きな額であったとまではいえないと評価され、懲戒解雇が無効とされていることには注意が必要である。

【著者紹介】

櫛橋建太 くしはし けんた 高井・岡芹法律事務所 弁護士

2015年立命館大学法学部卒業、2017年京都大学法科大学院修了。2018年第一東京弁護士会登録、高井・岡芹法律事務所入所。共著として、『使用者のための解雇・雇止め・懲戒相談事例集』（青林書院）、『同一労働同一賃金 パート・有期契約社員への合理的根拠を有した待遇差説明の実務』（日本加除出版）等がある。

◆高井・岡芹法律事務所 <https://www.law-pro.jp/>

■ 裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名(1)係属裁判所(2)法廷もしくは支部名(3)判決・決定言渡日(4)判決・決定の別
(5)掲載誌名および通巻番号(6)

(例)小倉電話局事件(1)最高裁(2)三小(3)昭43.3.12(4)判決(5)民集22卷3号(6)

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「○○地裁△△支部」のように続けて記載)

③掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)

刑集:『最高裁判所刑事判例集』(最高裁判所)

判時:『判例時報』(判例時報社)

判夕:『判例タイムズ』(判例タイムズ社)

民集:『最高裁判所民事判例集』(最高裁判所)

労経速:『労働経済判例速報』(経団連)

労旬:『労働法律旬報』(労働旬報社)

労判:『労働判例』(産労総合研究所)

労民集:『労働関係民事裁判例集』(最高裁判所)